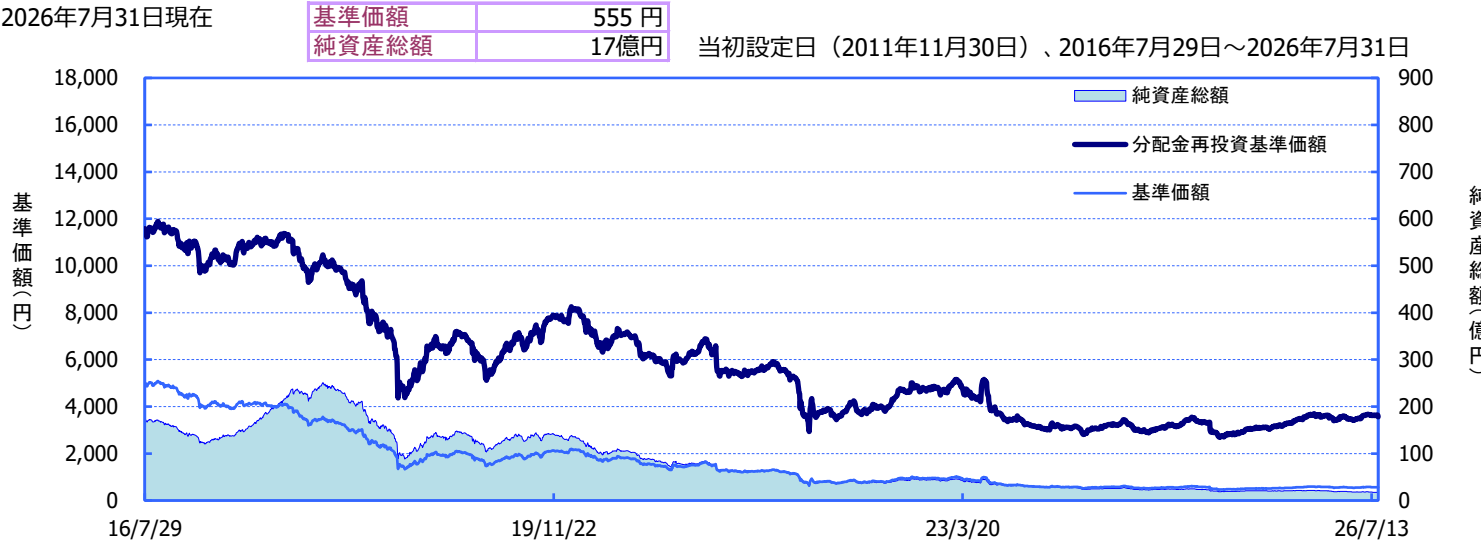


追加型投信／海外／債券
信託期間：2011年11月30日 から 2026年11月20日 まで 基準日：2026年7月31日
決算日：毎月22日(休業日の場合翌営業日) 回次コード：3131

※過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。

《基準価額・純資産の推移》



※「分配金再投資基準価額」は、分配金(税引前)を分配時にファンドへ再投資したものとみなして計算しています。また、受益権の分割も修正しています。
※基準価額の計算において、運用管理費用(信託報酬)は控除しています(後述のファンドの費用をご覧ください)。

期間別騰落率		
期間	ファンド	トルコ・リラ
1カ月間	-2.6 %	-2.6 %
3カ月間	+0.9 %	-5.3 %
6カ月間	-0.7 %	-4.4 %
1年間	+15.5 %	-8.1 %
3年間	+5.1 %	-35.4 %
5年間	-36.4 %	-73.8 %
10年間	-69.2 %	-90.2 %
設定来	-64.3 %	-92.0 %

※「期間別騰落率」の各計算期間は、基準日から過去に遡った期間とし、当該ファンドの「分配金再投資基準価額」を用いた騰落率を表しています。為替の騰落率は、わが国の対顧客電信売買相場の仲値を採用し、算出しています。
※実際のファンドでは、課税条件によって投資者ごとの騰落率は異なります。また、換金時の費用・税金等は考慮していません。

基準価額の月次変動要因分解	
2026年7月末	555 円
2026年6月末	573 円
変動額	▲18 円
債券要因	0 円
為替要因	▲15 円
小計	▲15 円
分配金要因	▲3 円
運用管理費用要因等	▲0 円

※変動要因分解は、基準価額の変動要因の傾向を把握するために大和アセットマネジメントが日々のデータを基に簡便法により算出した概算値であり、実際の基準価額の変動を正確に説明するものではありません。運用管理費用要因等には、運用管理費用のほか、コスト等その他の要因が含まれることがあります。

《分配の推移》			
(1万口当たり、税引前)			
決算期(年/月)		分配金	分配金支払後基準価額
第1～163期 合計:		8,654円	
第164期	(25/08)	3円	515円
第165期	(25/09)	3円	518円
第166期	(25/10)	3円	521円
第167期	(25/11)	3円	548円
第168期	(25/12)	3円	574円
第169期	(26/01)	3円	590円
第170期	(26/02)	3円	574円
第171期	(26/03)	3円	553円
第172期	(26/04)	3円	567円
第173期	(26/05)	3円	540円
第174期	(26/06)	3円	567円
第175期	(26/07)	3円	564円
分配金合計額		設定来: 8,690円	
		直近12期: 36円	

※分配金は、収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の前払をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。
※当ファンドは分割を行っています。分割前には分配を行っていません。

※当ファンドは2012年3月5日に9対10の受益権の分割(9口を10口に分割)を行っています。

■当資料は、ファンドの状況や関連する情報等をお知らせするために大和アセットマネジメントにより作成されたものです。当ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は大きく変動します。したがって投資元本が保証されているものではありません。当ファンドの取得をご希望の場合には投資信託説明書(交付目論見書)を販売会社よりお渡しいたしますので、必ず内容をご確認の上ご自身で判断ください。後述の当資料のお取り扱いにおけるご注意をよくお読みください。

設定・運用:

大和アセットマネジメント

Daiwa Asset Management

商号等

大和アセットマネジメント株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第352号

加入協会

一般社団法人資産運用業協会

一般社団法人第二種金融商品取引業協会

資産別構成		
資産	銘柄数	比率
外国債券	9	91.4%
コール・ローン、その他※		8.6%
合計	9	100.0%

※外貨キャッシュ、経過利息等を含みます。

債券 種別構成		合計91.4%
種別	比率	
国債	91.4%	

債券 ポートフォリオ特性値	
直接利回り(%)	27.3
最終利回り(%)	37.3
修正デュレーション	1.4
残存年数	2.5

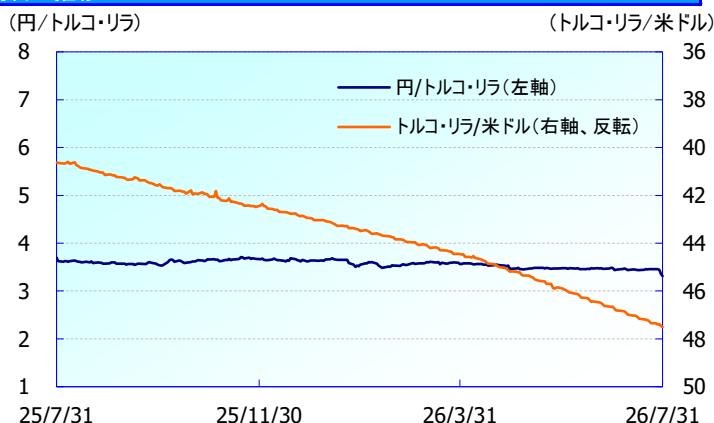
※債券 ポートフォリオ特性値は、ファンドの組入債券等の各特性値(直接利回り、最終利回り等)を、その組入比率で加重平均したものです。
 ※格付別構成については、当社所定の基準で採用した格付けを基準に算出しています。
 ※債券 格付別構成の比率は、債券ポートフォリオに対するものです。

通貨別構成		合計100.0%
通貨	比率	
トルコ・リラ	98.4%	
日本円	1.6%	

債券 格付別構成		合計100.0%
格付別	比率	
AAA	---	
AA	---	
A	---	
BBB	---	
BB	100.0%	
B以下	---	

組入上位10銘柄					合計91.4%
銘柄名	種類	利率(%)	償還日	比率	
TURKEY GOVERNMENT BOND	トルコ国債	31.08	2028/11/08	27.2%	
TURKEY GOVERNMENT BOND	トルコ国債	30	2029/09/12	13.8%	
Turkey Government Bond	トルコ国債	10.5	2027/08/11	12.4%	
TURKEY GOVERNMENT BOND	トルコ国債	17.3	2028/07/19	8.6%	
TURKEY GOVERNMENT BOND	トルコ国債	10.4	2032/10/13	6.9%	
TURKEY GOVERNMENT BOND	トルコ国債	21.5	2032/04/28	6.8%	
Turkey Government Bond	トルコ国債	11	2027/02/24	6.1%	
Turkey Government Bond	トルコ国債	12.4	2028/03/08	5.6%	
TURKEY GOVERNMENT BOND	トルコ国債	32.6	2027/02/10	4.1%	

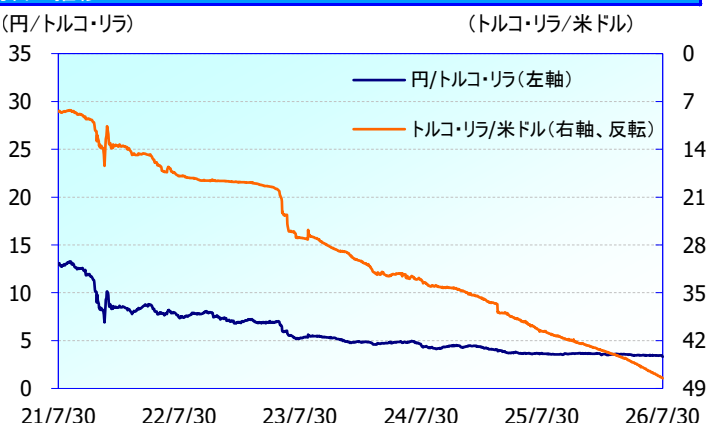
為替の推移



2年国債利回り



為替の推移



2年国債利回り



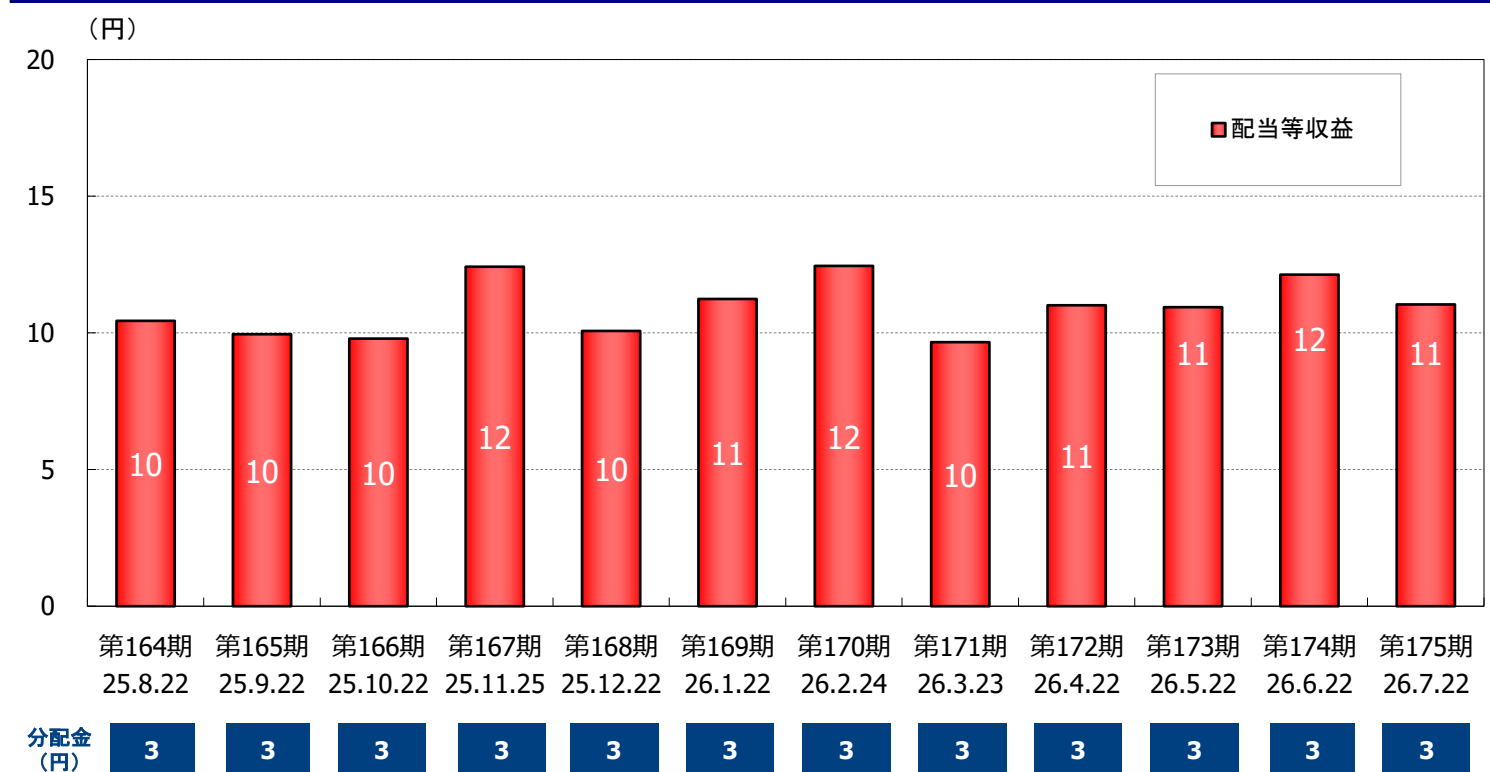
《分配金の概況》

■ 配当等収益(1万口当たり、経費控除後)および分配対象額(1万口当たり、分配金支払い後)の状況

決算期 決算日	第164期 (25/8/22)	第165期 (25/9/22)	第166期 (25/10/22)	第167期 (25/11/25)	第168期 (25/12/22)	第169期 (26/1/22)
配当等収益(経費控除後)	10 円	10 円	10 円	12 円	10 円	11 円
分配金	3 円	3 円	3 円	3 円	3 円	3 円
分配対象額(分配金支払い後)	352 円	359 円	365 円	375 円	382 円	390 円

決算期 決算日	第170期 (26/2/24)	第171期 (26/3/23)	第172期 (26/4/22)	第173期 (26/5/22)	第174期 (26/6/22)	第175期 (26/7/22)
配当等収益(経費控除後)	12 円	10 円	11 円	11 円	12 円	11 円
分配金	3 円	3 円	3 円	3 円	3 円	3 円
分配対象額(分配金支払い後)	400 円	407 円	415 円	423 円	432 円	440 円

■ 配当等収益(1万口当たり、経費控除後)および分配金(1万口当たり、税引前)の状況



※配当等収益(経費控除後)は、経費(運用管理費用等)が配当等収益にどのくらい按分控除されるかにより変動します。配当等収益への按分率は、有価証券売買等損益の金額によって変動します。つまり、有価証券売買等利益(評価益を含む)が発生していなければ、経費(運用管理費用等)はすべて配当等収益から差し引かれます。なお、控除しきれない金額が生じた場合、有価証券売買等損益に計上されます。

※円未満は四捨五入しています。

※分配金は1万口当たり、税引前のものです。

※上記のデータは、過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。

※分配金は、収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。

■ 配当等収益と分配金について

当ファンドの直近決算(第175期、2026/7/22)における分配金は3円(1万口当たり、税引前)としております。上の表にある通り、直近決算の期中に得られる経費控除後の配当等収益は11円となっています。また、分配対象額は、分配金支払い後で440円となっています。

当ファンドでは、継続的な分配を行なうことを目標に分配金を決定していますが、分配金は配当等収益の水準に加え、基準価額の水準、分配対象額の水準、市場環境等を総合的に勘案して決算の都度、決定していますので、現在の分配金の水準を維持できない、または分配金が支払われない場合もあります。

【トルコ投資環境】

原油価格が再び上昇するも、利上げ観測は高まらず

7月は米国とイランの停戦合意が破られ、原油価格が再び上昇しました。引き続きトルコ・リラの対米ドルでの下落は緩やかなものにとどまっており、また減税措置によって燃料価格の上昇が抑制されています。そのため利上げ観測は高まらず、7月の金融政策決定会合では4会合連続となる政策金利の据え置きが決定されました。もっとも、減税措置は8月から段階的に縮小される予定となっており、原油価格が下落してもインフレ率は下がりづらい状況が続くと見込まれます。

金利は上昇、トルコ・リラは対円で下落

債券市場では、原油価格の上昇などを背景に、金利は上昇しました。

為替市場では、円買いの為替介入とみられる動きによって急速に円高が進行し、トルコ・リラは対円で下落しました。

【ファンドの運用状況】

月間の動き

投資している債券の利息収入はプラス要因となりましたが、金利上昇（債券価格は下落）とトルコ・リラの対円での下落がマイナス要因となり、基準価額は下落しました。

運用のポイント

債券ポートフォリオでは、トルコ・リラ建てのトルコ国債に投資を行っています。

【今後の見通し】

為替の安定と高水準の利息収入に加え、中期的には金利低下も期待できる局面

為替市場では、引き続きインフレ抑制に向けて為替の安定を重視した政策運営が見込まれるため、トルコ・リラは対米ドルで緩やかな下落にとどまるよう誘導されると予想します。

足元のインフレ率は依然として高く、また減税措置の段階的な廃止によってインフレ率は下がりづらい状況が続くと見込まれるため、早期の利下げ再開には慎重にならざるを得ないと考えます。ただし、中期的には利下げが進むことで金利が低下すると予想します。

トルコ・リラ上昇要因	トルコ・リラ下落要因
● 政治的混乱の収束 ● 構造改革期待の高まり ● 地政学リスクの後退	● 政治的混乱の広がり ● 中央銀行の独立性への懸念 ● 地政学リスクの高まり
債券価格上昇要因（金利低下要因）	債券価格下落要因（金利上昇要因）
● インフレ圧力の後退 ● 地政学リスクの後退	● 中央銀行の独立性への懸念 ● インフレ圧力の高まり ● 地政学リスクの高まり

《ファンドの目的・特色》

ファンドの目的

- ・トルコ・リラ建債券に投資することにより、信託財産の着実な成長と安定した収益の確保をめざします。

ファンドの特色

- ・トルコ・リラ建債券に投資します。
- ・毎月 22 日（休業日の場合翌営業日）に決算を行ない、収益分配方針に基づいて収益の分配を行ないます。

《投資リスク》

- 当ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、**投資元本が保証されているものではなく、これを割込むことがあります。信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者に帰属します。投資信託は預貯金とは異なります。**基準価額の主な変動要因は、以下のとおりです。

公社債の価格変動 （価格変動リスク・信用リスク）	公社債の価格は、一般に金利が低下した場合には上昇し、金利が上昇した場合には下落します。また、公社債の価格は、発行体の信用状況によっても変動します。特に、発行体が債務不履行を発生させた場合、またはその可能性が予想される場合には、公社債の価格は下落します。 新興国の公社債は、先進国の公社債と比較して価格変動が大きく、債務不履行が生じるリスクがより高いものになると考えられます。組入公社債の価格が下落した場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。
為替変動リスク	外貨建資産については、資産自体の価格変動のほか、当該外貨の円に対する為替レートの変動の影響を受けます。組入外貨建資産について、当該外貨の為替レートが円高方向に進んだ場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。 特に、新興国の為替レートは短期間に大幅に変動することがあり、先進国と比較して、相対的に高い為替変動リスクがあります。
カントリー・リスク	投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または取引に対して新たな規制が設けられた場合には、基準価額が予想外に下落したり、方針に沿った運用が困難となることがあります。 新興国への投資には、先進国と比べて大きなカントリー・リスクが伴います。
その他	解約資金を手当てするため組入証券を売却する際、市場規模や市場動向によっては市場実勢を押下げ、当初期待される価格で売却できないこともあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。

※基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

[トルコ市場における債券投資に関する留意点]

- トルコ共和国における宗教上の休日の時期にあたる場合、10 日間（休業日を含みます。）以上にわたり当ファンドの購入・換金のお申込みができない日が続く場合があります。申込受付中止日は、「お申込みメモ」をご参照下さい。

その他の留意点

- 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第 37 条の 6 の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
- 当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要がある場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受け付けが中止となる可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性があります。

投資者が直接的に負担する費用

	料率等	費用の内容
購入時手数料	販売会社が別に定める率 (上限)3.3%(税抜3.0%)	購入時の商品説明または商品情報の提供、投資情報の提供、取引執行等の対価です。
信託財産留保額	ありません。	—

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

	料率等	費用の内容			
運用管理費用 (信託報酬)	年率1.474% (税抜1.34%)	運用管理費用の総額は、日々の信託財産の純資産総額に対して左記の率を乗じて得た額とします。運用管理費用は、毎日計上され日々の基準価額に反映されます。			
	委託会社	配分については、 下記参照	ファンドの運用と調査、受託会社への運用指図、基準価額の計算、目論見書・運用報告書の作成等の対価です。		
	販売会社		運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価です。		
	受託会社		運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価です。		
		<運用管理費用の配分> (税抜) (注1)	委託会社	販売会社 (各販売会社の取扱純資産総額に応じて)	受託会社
	100億円以下の部分	販売会社および 受託会社への 配分を除いた額	年率0.70%	年率0.04%	
	100億円超 500億円以下の部分		年率0.75%		
	500億円超 1,000億円以下の部分		年率0.80%		
	1,000億円超の部分		年率0.85%		
その他の費用・ 手数料	(注2)	監査報酬、有価証券売買時の売買委託手数料、先物取引・オプション取引等に要する費用、資産を外国で保管する場合の費用等を信託財産でご負担いただきます。			

(注1)「運用管理費用の配分」には、別途消費税率を乗じた額がかかります。

(注2)「その他の費用・手数料」については、運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を示すことができません。

※購入時手数料について、くわしくは販売会社にお問合わせ下さい。

※運用管理費用の信託財産からの支払いは、毎計算期末または信託終了時に行なわれます。

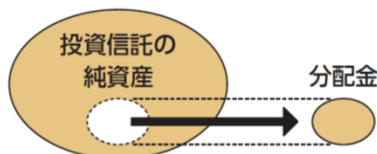
※手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

購入単位	最低単位を 1 円単位または 1 口単位として販売会社が定める単位
購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額（1 万円当たり）
購入代金	販売会社が定める期日までにお支払い下さい。
換金単位	最低単位を 1 口単位として販売会社が定める単位
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額（1 万円当たり）
換金代金	原則として換金申込受付日から起算して 6 営業日目からお支払いします。
申込受付中止日	①イスタンブール証券取引所、トルコの銀行またはロンドンの銀行のいずれかの休業日 ②①のほか、一部解約金の支払い等に支障を来すおそれがあるとして委託会社が定める日 （注）申込受付中止日は、販売会社または委託会社にお問合わせ下さい。
申込締切時間	原則として、午後 3 時 30 分まで（販売会社所定の事務手続きが完了したもの） なお、販売会社によっては異なる場合がありますので、くわしくは販売会社にお問合わせ下さい。
換金制限	信託財産の資金管理を円滑に行なうために大口の換金申込には制限があります。
購入・換金申込受付 の中止および取消し	金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態による市場の閉鎖または流動性の極端な減少ならびに資金の受渡しに関する障害等）が発生した場合には、購入、換金の申込みの受付を中止すること、すでに受付けた購入の申込みを取消すことがあります。
繰上償還	次のいずれかの場合には、委託会社は、事前に受益者の意向を確認し、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了させること（繰上償還）ができます。 ・受益権の口数が 30 億口を下ることとなった場合 ・信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき ・やむを得ない事情が発生したとき
収益分配	年 12 回、収益分配方針に基づいて収益の分配を行ないます。 （注）当ファンドには、「分配金再投資コース」と「分配金支払いコース」があります。なお、お取扱い可能なコースおよびコース名については異なる場合がありますので、販売会社にお問合わせ下さい。
課税関係	課税上は株式投資信託として取扱われます。配当控除、益金不算入制度の適用はありません。 公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に NISA（少額投資非課税制度）の適用対象となります。 当ファンドは、NISA の対象ではありません。 ※税法が改正された場合等には変更される場合があります。

<< 収益分配金に関する留意事項 >>

分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

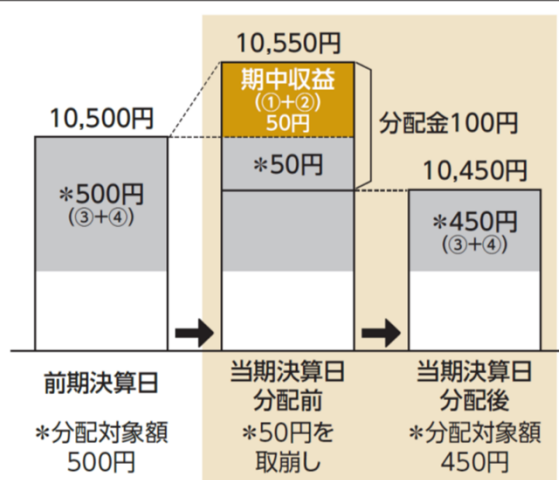
投資信託で分配金が支払われるイメージ



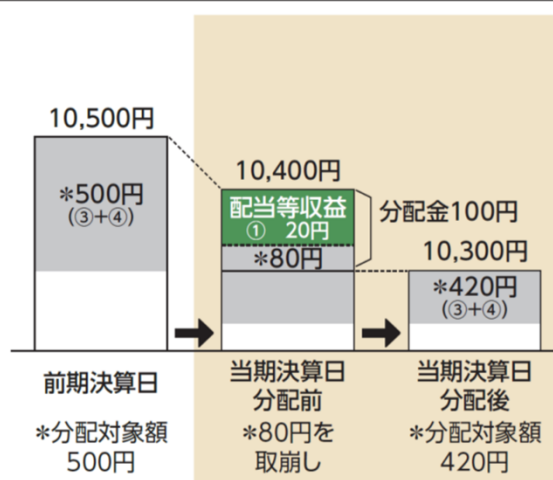
分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

前期決算日から基準価額が上昇した場合



前期決算日から基準価額が下落した場合



(注) 分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。

分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合

普通分配金	
投資者の購入価額 (当初個別元本)	元本払戻金 (特別分配金)
	分配金支払後 基準価額 個別元本

分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合

元本払戻金 (特別分配金)	
投資者の購入価額 (当初個別元本)	元本払戻金 (特別分配金)
	分配金支払後 基準価額 個別元本

普通分配金…………… 個別元本（投資者のファンドの購入価額）を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金（特別分配金）…………… 個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金（特別分配金）の額だけ減少します。

※元本払戻金（特別分配金）は実質的に元本の一部払戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。

また、元本払戻金（特別分配金）部分は非課税扱いとなります。

《当資料のお取り扱いにおけるご注意》

- 当資料は、ファンドの状況や関連する情報等をお知らせするために大和アセットマネジメントにより作成されたものです。
- 当ファンドのお申込みにあたっては、販売会社よりお渡しする「投資信託説明書（交付目論見書）」の内容を必ずご確認ください。
- 投資信託は、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は大きく変動します。したがって、投資者のみなさまの投資元本が保証されているものではありません。信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者に帰属します。投資信託は預貯金とは異なります。
- 投資信託は、預金や保険契約とは異なり、預金保険機構・保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。証券会社以外でご購入いただいた投資信託は、投資者保護基金の対象ではありません。
- 当資料は、信頼できると考えられる情報源から作成していますが、その正確性・完全性を保証するものではありません。運用実績などの記載内容は過去の実績であり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。また、税金、手数料等を考慮していませんので、投資者のみなさまの実質的な投資成果を示すものではありません。
- 当資料の中で記載されている内容、数値、図表、意見等は資料作成時点のものであり、今後予告なく変更されることがあります。
- 同じ銘柄名が複数表示される場合、同一銘柄名であっても市場や通貨等が異なる場合があります。また、銘柄名称が長い場合、名称の一部が表記されない場合があります。
- 分配金は、収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。

販売会社等についてのお問い合わせ

▶ **大和アセットマネジメント** フリーダイヤル 0120-106212（営業日の 9:00～17:00）

当社ホームページ

▶ <https://www.daiwa-am.co.jp/>

トルコ・ボンド・オープン（毎月決算型）

販売会社名（業態別、50音順） （金融商品取引業者名）		登録番号	加入協会			
			日本証券業協会	一般社団法人 資産運用業協会	一般社団法人 金融先物 取引業協会	一般社団法人 第二種金融商品 取引業協会
株式会社あおぞら銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第8号	○		○	
株式会社足利銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第43号	○		○	
株式会社イオン銀行 (委託金融商品取引業者 マネックス証券株式会社)	登録金融機関	関東財務局長(登金)第633号	○			
株式会社池田泉州銀行	登録金融機関	近畿財務局長(登金)第6号	○		○	
株式会社SBI新生銀行 (委託金融商品取引業者 株式会社SBI証券)	登録金融機関	関東財務局長(登金)第10号	○		○	
株式会社SBI新生銀行 (委託金融商品取引業者 マネックス証券株式会社)	登録金融機関	関東財務局長(登金)第10号	○		○	
株式会社関西みらい銀行	登録金融機関	近畿財務局長(登金)第7号	○		○	
株式会社紀陽銀行	登録金融機関	近畿財務局長(登金)第8号	○			
株式会社きらぼし銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第53号	○		○	
株式会社熊本銀行	登録金融機関	九州財務局長(登金)第6号	○			
株式会社京葉銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第56号	○			
株式会社埼玉りそな銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第593号	○		○	
株式会社三十三銀行	登録金融機関	東海財務局長(登金)第16号	○			
株式会社滋賀銀行	登録金融機関	近畿財務局長(登金)第11号	○		○	
株式会社清水銀行	登録金融機関	東海財務局長(登金)第6号	○			
株式会社十八親和銀行	登録金融機関	福岡財務支局長(登金)第3号	○			
ソニー銀行株式会社	登録金融機関	関東財務局長(登金)第578号	○		○	○
株式会社千葉興業銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第40号	○			
株式会社南都銀行	登録金融機関	近畿財務局長(登金)第15号	○			
株式会社百十四銀行	登録金融機関	四国財務局長(登金)第5号	○		○	
株式会社福岡銀行	登録金融機関	福岡財務支局長(登金)第7号	○		○	
PayPay銀行株式会社	登録金融機関	関東財務局長(登金)第624号	○		○	
株式会社宮崎銀行	登録金融機関	九州財務局長(登金)第5号	○			
株式会社りそな銀行	登録金融機関	近畿財務局長(登金)第3号	○	○	○	
池田泉州TT証券株式会社	金融商品取引業者	近畿財務局長(金商)第370号	○			
株式会社SBI証券	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第44号	○		○	○
ぐんぎん証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第2938号	○			
寿証券株式会社	金融商品取引業者	東海財務局長(金商)第7号	○			
四国アライアンス証券株式会社	金融商品取引業者	四国財務局長(金商)第21号	○			
第四北越証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第128号	○			
大和証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第108号	○	○	○	○
東海東京証券株式会社	金融商品取引業者	東海財務局長(金商)第140号	○	○	○	○
内藤証券株式会社	金融商品取引業者	近畿財務局長(金商)第24号	○			○
百五証券株式会社	金融商品取引業者	東海財務局長(金商)第134号	○			
松井証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第164号	○		○	
マネックス証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第165号	○	○	○	○
三菱UFJ eスマート証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第61号	○	○	○	○
むさし証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第105号	○			○
楽天証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第195号	○	○	○	○

上記の販売会社は今後変更となる場合があります。また、販売会社によって、新規のご購入の取扱いを行っていない場合や、お申込み方法・条件等が異なります。くわしくは、販売会社にお問合わせ下さい。